

別添 別記様式の記入要領

1. 人に対する中毒事故

全般的事項

本調査の主旨は、農薬の使用に伴う事故を網羅的に把握することではなく、事故の再発防止に活用するための情報を収集することにある。調査の実施に当たっては、都道府県農林主管部局に寄せられた問合せや衛生主管部局を通じて寄せられた情報を含め、農薬による健康被害の事例を幅広く収集することを基本とする。

報告に含める事例は、事故の発生状況について具体的な情報が得られており、農薬と健康被害の因果関係が明確な事例とする。

ただし、原因物質が農薬か有効成分を同じくする農薬以外の薬剤かが明確ではない事例であっても、事故の発生状況について情報があり、物質と健康被害との因果関係が明確であれば、報告に含める。

(1) 件数及び人数

ア 事例がない場合は「該当事例なし」と記載する。

イ 散布中及び誤用を分けて、死亡及び中毒の件数及び人数を記載する。

ただし、中毒原因が自殺又は他殺の場合はカウントしない。

中毒原因が「⑦誤飲誤食」、「⑧容器破損」、「⑨その他」又は「⑩原因不明」の場合は、「誤用」として集計する。

(2) 発生日月日

発生した年月日を記入する。

(3) 中毒原因

農薬の使用中の事故又は誤用について、次の用語を用いて記入する。①～⑥は農薬の使用、⑦⑧は誤用が該当する。なお、①～③は農薬の取扱者本人が被害を受けている場合を指す。

また、自殺（未遂及び自傷を含む。）又は他殺（未遂及び傷害を含む。）の場合にはその旨を記入する。

①装備不十分

マスク、メガネ、服装等の装備不十分が原因で、散布や薬液調製等を行う際に発生した事故。

②本人の不注意

強風中や風下での散布など散布者自らの不注意が原因で本人のみが暴露した事故。

③不健康状態

長時間や高温時の作業、不健康状態での散布が原因の事故。

④防除器具の故障

防除器具の故障、操作ミス、整備不良などによりドリフト・流出した事故。

⑤ドリフト

突風などの不足の事態やドリフト防止対策の未実施等により、ドリフト・流出した事故。

⑥農薬使用後の作業管理不良

土壌くん蒸剤使用後の被覆が不十分であったなど、作業管理不良による事故。

⑦誤飲誤食

保管管理不良、泥酔などによる誤飲誤食が原因の事故。例えば、飲食物容器等への移し替えや不適切な場所への設置などの不適切な保管管理、被害時に泥酔状態や認知症であったなど、誤飲誤食を疑うべき事由がある事例が該当する。経口摂取したことは確かであるが、自殺、他殺又は事故か定かでない場合は、⑩原因不明とすること。

⑧容器破損

製剤や薬液を運搬中に、容器が転落・転倒するなどして破損し、製剤や薬液が漏洩したことが原因の事故。

⑨その他

事故の原因が判明している①～⑧以外の事故。農薬を使用した後のほ場に立ち入って気分が悪くなった、空容器に残存していた農薬にゴミ処理場の作業員が暴露したなど。

⑩原因不明

農薬による中毒であることが判明しており、事故であることが疑われるが、事故原因が定かでないもの。

(4) 農薬名等

中毒の原因となった農薬の商品名、主たる製剤の有効成分名、有効成分の含有率及び剤型を記入する。

毒物及び劇物取締法の毒物又は劇物に該当する製剤は、その別を記入する。

農薬名が不明の場合は、農薬が中毒の原因と判断された理由を「備考」欄に記入する。

(5) 農薬使用者の区分

事故の原因となる農薬を使用又は所有していた者の区分（農業者、防除業

者、家庭菜園における農薬使用者等)を可能な範囲で記載する。分からない場合は「不明」と記載する。

(6) 中毒発生時の状況

誰がどこで何をどのように用いた結果、誰がどのような被害を受けたかを記入する。個人防除、集団防除等の発生時の使用方法のほか、服装、接触時間、使用者の中毒防止対策の実施の有無、体調等中毒の原因とみられる事項を中心に具体的に記入する。特に、被害にあったのが散布者本人以外であった場合、散布現場からの距離、散布時の風向・風速等について、可能な範囲で記入する。

また、使用者の事故防止の知識(適正保管、防護装備など)の有無、事故防止対策の実施の有無など、事故発生の背景を記入する。

(7) 中毒の内容

「症状」欄には、めまい、けいれん、嘔吐、腹痛その他の中毒に起因する症状を具体的に記入する。

「処置」欄には、中毒症状の発生から処置までの時間、医療機関の受診の有無、医薬品の投与など医師による処置の有無、経過観察を含む入院日数について記入する。

「中毒の程度」欄には、死亡、重症及び中軽症の別を記入する。

重症、中軽症の区別は、診断医師の判断によるものとし、医師の診療を受けなかった場合は、不明とする。

(8) 被害者情報

「年齢」欄には、被害者の年齢を20歳刻み(0～19歳、20～39歳、40～59歳、60～79歳、80歳～)で分類し、記載する。

「被害者数」欄には、処置や中毒の程度と合わせて、取りまとめが可能な場合は人数を記入する。

(9) 再発防止に向けて実施した事項

事故の発生を受け、都道府県が再発防止のために実施した事項を記入する。

(10) 備考

使用者の認識不足など事故・被害の発生の背景、中毒以外の周辺への影響、中毒症状が軽微で済んだ理由や重症になった理由など、特に記入すべき参考事項がある場合に記入する。